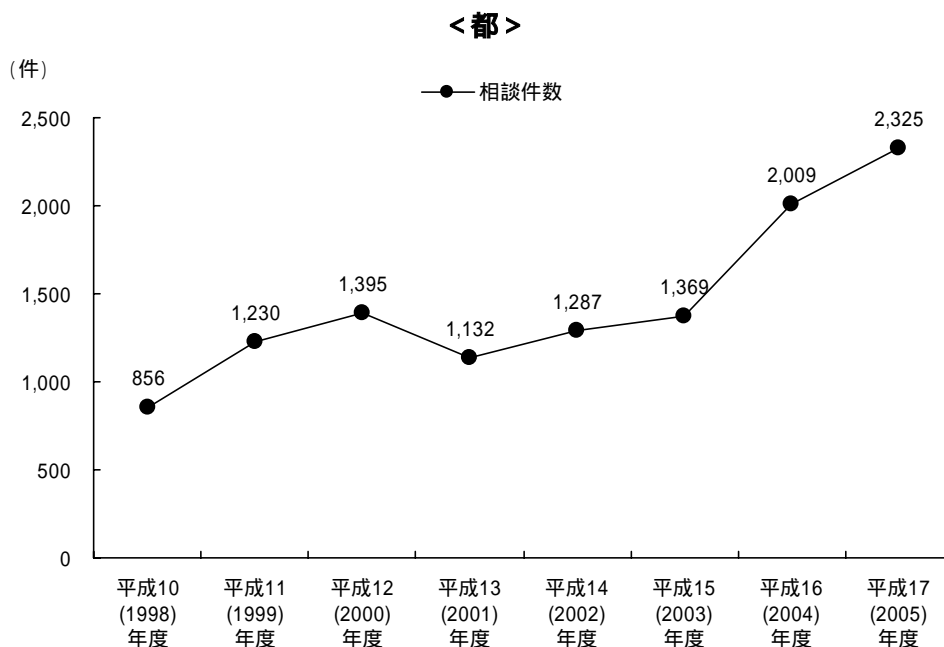


- 3 セクシュアル・ハラスメントの防止

1 セクシュアル・ハラスメントに関する労働相談件数

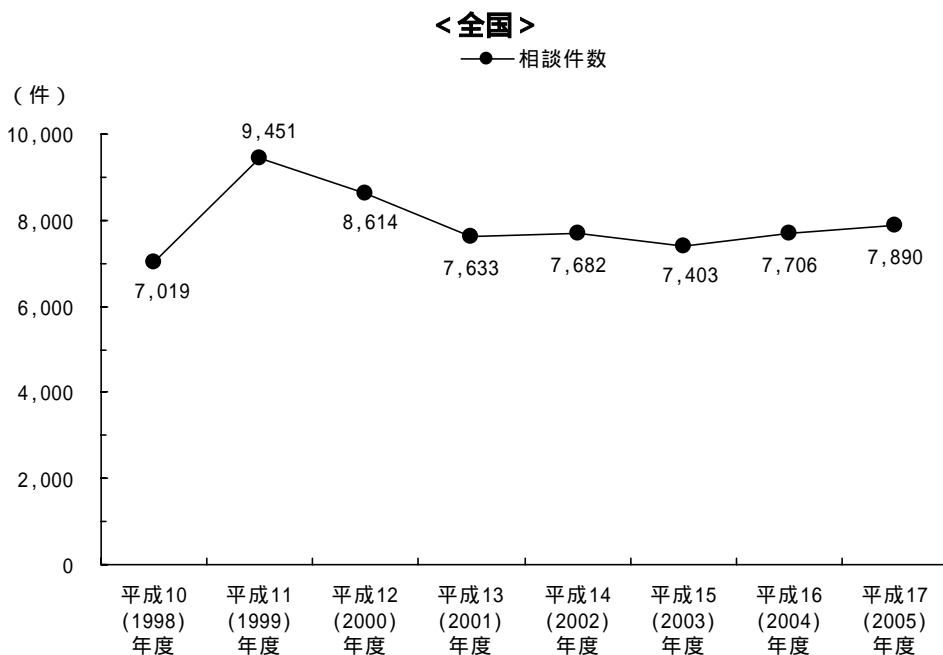
平成 17 年度の都のセクシュアル・ハラスメントに関する労働相談件数は 2,325 件で増加している。全国では 7,890 件となっている。

図表 - 3 - 1 セクシュアル・ハラスメントに関する労働相談件数の推移（都・全国）



注：相談件数は、労働者、使用者、その他の合計である。

資料：東京都産業労働局「労働相談及びあっせんの概要」



注1：「労働者」は「女性労働者等」で、「その他」も含む。

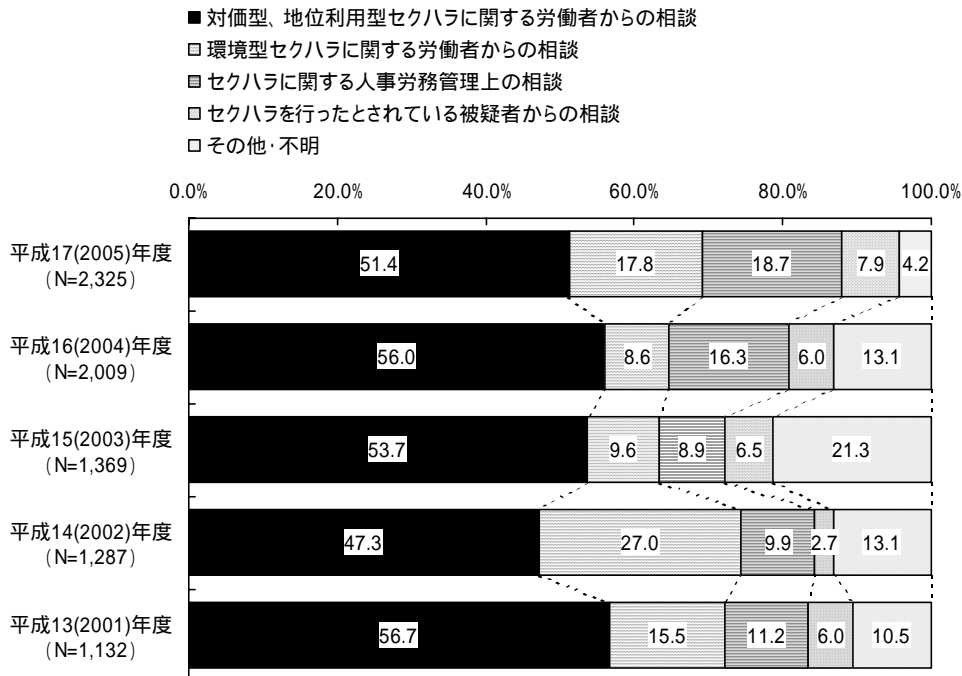
注2：男女別は出ていない。

資料：厚生労働省「第21回男女雇用機会均等月間」

2 セクシュアル・ハラスメントに関する相談の内容

平成 17 年度の相談の内容については、「対価型、地位利用型セクハラに関する労働者からの相談」が 51.4%、「セクハラに関する人事労務管理上の相談」が 18.7%、「環境型セクハラに関する労働者からの相談」が 17.8%となっており、上位 3 項目で 9 割近くを占めている。

図表 - 3 - 2 セクシュアル・ハラスメントに関する相談の内容（都）



注 1 : 「対価型、地位利用型セクハラ」とは、職場の地位を利用し、性的関係を強要しそれを拒否した女子社員を解雇するなど、性的言動に対する女性労働者の対応によってその女性労働者を解雇したり降格や減給などの不利益を負わせるような行為をいう。

注 2 : 「環境型セクハラ」とは、職場にヌードポスターなどを掲示し、女性労働者の就業意識を低下させるなど、性的言動によって女性労働者の就業環境を不快にさせ女性労働者の就業に支障を生じさせるような行為をいう。

資料：東京都産業労働局「労働相談及びあっせんの概要」